

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
不利益処分名	刑事施設等に収容・拘禁された場合の給付制限	
根 拠 法 令	国民健康保険法	
根 拠 条 項	第59条	
連 絡 先	(電話 621 - 5159)	
処 分 基 準	基 準	<p>保険給付の制限</p> <p>第59条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この節において「療養の給付等」という。）は、行わない。</p> <p>一 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。</p> <p>二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）